

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部
部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する
政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものと
する。

令和 7 年 9 月 9 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正
する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公
営に関する条例の一部改正)

第1条 燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成
の公営に関する条例(平成18年燕市条例第25号)の一部を次のように改正す
る。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に、「11万9,300円」を「14万
9,800円」に改める。

第2条 燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成
の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「14万9,800円」を「18万8,900円」に改める。

(燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に
関する条例の一部改正)

第3条 燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公
営に関する条例(平成19年燕市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年
1月1日から施行する。